奈良工業高等専門学校研究員規則

平成19年12月13日制定

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則第2条第3項第8号に基づき、奈良工業高等専門学校(以下「本校」という。)で雇用する研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において研究員とは、本校が契約に基づき行う共同研究又は受託研究等 に従事するために採用する非常勤研究員のことをいう。

(任務)

第3条 研究員は、共同研究、受託研究等に係る研究活動及び本校が実施する教育その他 の活動に従事することを任務とする。

(任用)

第4条 研究員は、日日雇用教職員として任用する。

(給与)

第5条 研究員の給与は,独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則による。

(労働時間,休暇等)

第6条 研究員の労働時間,休暇等に関しては,独立行政法人国立高等専門学校機構非常 勤教職員の労働時間,休暇等に関する規則による。

(研究代表者の役割)

第7条 本校と研究員間の各種連絡調整は、研究員が従事する共同研究又は受託研究等の 研究代表者が担うものとする。

(客員研究員)

第8条 研究員のうち、その採用前の経歴及び研究実績等から本校の教授、准教授相当の研究者であると人事委員会が認めた者は客員研究員として雇用する。

(その他)

第9条 この規則に定めるほか、研究員に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成19年12月13日に施行し、平成19年3月13日から適用する。